

独立行政法人医薬品医療機器総合機構一般事業主行動計画

独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下、「PMDA」という。）では、次世代育成支援対策促進法（平成15年法律第120号）第12条及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第8条の規定に基づき、一般事業主行動計画を下記の第1、第2のとおり策定するものである。

第1 一般事業主行動計画の期間を、令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間とする。

第2 次世代育成支援対策（次代の社会を担う子どもを育成し、又は育成しようとする家庭に対する支援その他の次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される雇用環境の整備その他の取り組みをいう。）の実施及び女性の職業生活における活躍（自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍することをいう。）の推進により達成しようとする目標及び内容等を次のとおりとする。

目標1 配偶者が出産した男性職員やその上司等に対し、育児関係休暇制度や育児休業についての周知を積極的に行い、男性の育児休業取得率を40%以上とする。
--

<対策>

- ・出産・育児や介護に関する制度について、引き続き、イントラによる積極的な情報提供に努める。特に男性職員向けの育休制度や育児休暇制度の手引き等を作成し、イントラによる情報提供を行う。（令和4年4月～）

目標2 フレックスタイム制やテレワークをより活用しやすい環境を整え、特に子育てを行う職員のワークライフバランスを推進する。

<対策>

- ・出産・育児や介護を行っている職員にとってより働きやすい環境となるよう、必要に応じてフレックスタイム制やテレワークの運用の見直し等を図る。(令和5年4月～)
- ・システムリプレイス等による各種業務の電子化により、出勤しなければ対応できない業務を削減することにより、テレワークをより推進する。(令和5年1月～)
- ・子育てに関係する制度利用について、相談に応じることができるよう、総務部職員課に窓口を設ける。(令和4年4月～)

目標3 業務改善や人員の適正配置に努め、全ての職員において月平均の所定外労働時間を60時間未満とする。

<対策>

- ・時間外勤務の状況を毎月衛生委員会に報告するとともに、縮減に取り組む。(令和4年4月～)
- ・システムリプレイス等による各種業務の電子化といった業務改善の取り組みを進めるとともに、早期退庁のしやすい環境づくりを図る。(令和5年1月～)

目標4 年次有給休暇の取得日数を1人平均70%以上とする。

<対策>

- ・1年間における職員1人当たりの年次有給休暇の平均取得日数の増加に取り組む。(令和4年4月～)
- ・システムリプレイス等による各種業務の電子化といった業務改善の取り組みを進めるとともに、休暇取得のしやすい環境づくりを図る。(令和5年1月～)

目標5 課長級以上の役職に占める女性労働者の割合を30%以上とする。

<対策>

- ・人事評価結果に基づき、女性の管理職への登用を積極的に検討していく。
(令和4年10月～)

※PMDAにおける次世代育成支援対策推進法に基づく第4期一般事業主行動計画(計画期間:平成31年4月1日～)と女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく第1期一般事業主行動計画(計画期間:平成28年4月1日～)は、令和4年3月31日にそれぞれ終期を迎えた。令和4年4月1日以降のそれぞれの計画は、本計画に統合するものとする。